

射水市放課後児童クラブ運営業務委託 仕様書

1 業務名

射水市放課後児童クラブ運営業務委託

2 委託期間

本業務の委託期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。

※受託者は、現在、射水市から委託を受けて同クラブの運営を行っている「太閤山小学校下留守家庭児童会」と十分に連絡調整を行い、運営業務を円滑に引き継ぐこと。

3 業務の目的

本業務は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し家庭に代わる生活の場として放課後児童クラブを開設し、適切な遊びや指導を行うことにより児童の健全育成を図ると共に、保護者の子育てと仕事の両立支援を行うことを目的とする。

4 委託業務の場所及び定員数

太閤山小学校放課後児童クラブ

場 所：射水市橋下条926番地

定員数：58人

5 運営に関する基本的な事項

本業務の運営に当たっては、次に掲げる事項に沿って適正に行う。

- (1) 本業務の目的を十分に理解し、児童の健全育成や安全の確保を図ると共に、安心して利用できる環境づくりに資するよう運営を行う。
- (2) 利用者の公平利用を確保し、公平・公正な運営を行うと共に、利用者の心情に配慮し、きめ細かいサービスの提供に努める。
- (3) 市、学校、地域との連携を図り、適切に運営する。
- (4) 効率的な運営を行い、経費の節減を図る。

6 法令等の遵守

本業務の運営に当たっては、本仕様書のほか、放課後児童健全育成事業に係る関係法令等を遵守しなければならない。特に、次の法令等に留意する。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- (2) 放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
- (3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について（平成26年5月30日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

※受託期間中において法令の改正または関係通知等があった場合においては、その対応方針及び対応時期について、市と協議して決定する。

7 運營業務の内容

(1) 事業実施の方法

本事業を実施するに当たっては、別に定める射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年射水市条例第35号）、射水市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成25年射水市告示第71号）及び射水市放課後児童クラブ運営基準（平成22年12月策定）に基づき事業を実施すること。

(2) 開設時間

開設時間は、児童の放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況・ニーズを考慮して設定するものとし、月曜日から金曜日までの日においては、少なくとも放課後から午後6時まで、長期休業期間、学校休業日等においては、少なくとも午前8時から午後6時まで開設する。

(3) 準備期間の業務（契約日から令和9年3月31日まで）

本事業を実施するに当たっては、準備期間の業務は、次に掲げる事項とする。

- ①入級手続に関すること。
- ②支援員の確保に関すること。
- ③統括体制の確立に関すること。
- ④その他、必要と認められるもの。

なお、準備期間中に発生した費用は、受託者の負担とする。